



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
8月25日
第134号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定(循環社会推進課) ... 1
- 保安林予定森林の通知(森林保全課) 2
- 沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託(水産課) 3

○ 公 告

- 指定管理者公募公告(文化芸術振興課、文化財保護課、モノづくり振興課) 3
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課) 5
- 環境影響評価方法書の縦覧公告(都市計画課) 5
- 環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告(都市計画課) 6

告 示

滋賀県告示第332号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年8月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

指 定 区 域	埋立地の区分
彦根市日夏町字古屋敷4545番1、4546番、4547番、4548番、4552番、4553番、4554番、4555番、4556番、4557番、4558番、4559番、4560番、4561番、4562番、4563番、4564番、4565番、4566番、4567番、4568番1、4569番、4570番、4571番、4572番、4573番1、4574番1、4575番1、4600番1、同市日夏町字橋詰通4603番、4605番1、4606番1、4607番、4608番、4609番、4610番1、4611番1、4612番1、4618番1、同市日夏町字畑ヶ相4638番1、4639番1、4640番1、4641番1、4642番、4643番、4644番、4645番、4646番、4647番、4648番、4649番1、4650番1、4651番1、4651番2、4652番1、4653番、4654番、4655番、同市日夏町字大縄4656番、4658番、4659番、4661番、4663番、4664番、4665番、4666番、4667番、4668番1、4669番1、4670番、4671番1、4671番2、4671番3、4672番1、4672番3、4673番、4674番、4674番1、4674番3、4675番、4676番、4677番、4678番、4679番、4680番、4680番1、4680番2、4680番3、4680番4、4680番5、4680番6、4680番8、4680番10、4680番11、4681番、4682番、4683番、4684番、4685番、4686番、4687番、4687番1、4687番2、4687番3、4687番4、4687番5、4687番6、4687番7、4688番、4688番1、4688番2、4689番、4691番1、4692番1、4694番1、4695番1、4696番1、4697番、4698番、4699番、4700番1、同市日夏町字大申尾4706番1、4707番1、4708番、4709番、4710番、4710番1、4711番、4712番、4713番、4714番、4715番、4716番、4717番、4718	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第2号の埋立地

番、4719番、4720番、4721番、4722番、4723番、4724番、4725番、4725番1、4726番1、4728番、4729番、4730番、4731番、4732番、4733番、4734番、4735番、4736番、4737番、4738番、4739番、4740番、4741番、4742番、4743番、4744番、4745番、4746番、4747番、4748番、4749番、4750番、4751番、4752番、4753番、4754番、4755番、4755番1、4756番、4757番、4758番2、4759番2、4760番2、4761番2、4762番2、4763番、4764番、同市日夏町字宮ノ前4765番、4766番、4767番、4767番1、4768番、4769番、4771番、4772番、4773番、4774番、4774番1、4774番2、4779番、4780番、4781番、4782番、4782番1、4782番2、4782番3、4782番4、4782番5、4782番6、4783番、4783番1、4783番2、4783番3、4783番4、4783番5、4783番6、4783番7、4783番8、4783番9、4783番10、4783番11、4783番12、4783番13、4783番14、4783番15、4783番16、4784番、4785番、4785番1、4785番2、4785番3、4785番4、4785番5、4785番6、4785番7、4785番8、4785番9、4785番10、4785番11、4785番12、4785番13、4785番14、4785番15、4785番16、4785番17、4786番、4786番1、4786番2、4786番3、4786番4、4787番、4788番、4788番1、4788番2、4788番3、4788番4、4788番5、4788番6、4788番7、4788番8、4788番9、4788番10、4788番11、4788番12、4788番13、4788番14、4788番15、4788番16、4788番17、4789番、4789番2、4790番

滋賀県告示第333号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年8月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 長浜市西浅井町塩津浜字大平良山320(次の図に示す部分に限る。)、320-1から320-4まで
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第334号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年8月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 長浜市西浅井町集福寺字遅越341-1、341-3、341-4
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第335号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年8月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 農林中央金庫大阪支店 支配人 福田仁 大阪府大阪市中央区今橋四丁目1番1号
- 2 委託事務の内容 沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法 農林中央金庫大阪支店支配人が発行する納入通知書に基づき、農林中央金庫大阪支店において徴収する。

公 告

指定管理者公募公告

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年8月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
 - (1) 名称 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール、滋賀県立文化産業交流会館
 - (2) 所在地
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 大津市打出浜15-1
滋賀県立文化産業交流会館 米原市下多良二丁目137
 - (3) 施設の設置の目的
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 県民が舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに舞台芸術の振興および普及を図り、県民の文化の向上に資すること。
滋賀県立文化産業交流会館 県の文化の向上と産業の振興を図ること。
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 事業の実施に関する業務
 - (2) 施設の貸館に関する業務
 - (3) 施設・設備等の維持管理業務
 - (4) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定の基準
 - (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
 - (5) 関係法令および条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- 5 申請の手続
 - (1) 受付期間および受付方法 令和2年9月23日(水)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。なお、郵

送の場合は、書留とし、令和2年10月2日(金)午後5時必着とする。

- (2) 受付場所 滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3341

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和2年8月25日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会

令和2年9月2日(水)に滋賀県立文化産業交流会館において現地説明会を行う。

令和2年9月3日(木)に滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールにおいて現地説明会を行う。

- 8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立安土城考古博物館について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年8月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立安土城考古博物館(以下「博物館」という。)
- (2) 所在地 近江八幡市安土町下豊浦6678
- (3) 施設の設置の目的 「考古」と「城郭」を中心テーマとして郷土の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資すること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 近江風土記の丘その他県内各地の文化財および文化財に関する資料(以下「博物館資料」という。)の収集、整理、保管ならびに展示
- (2) 博物館資料に係る調査研究および普及啓発
- (3) 博物館が所蔵する博物館資料の撮影、模写、模造等の許可に関する業務
- (4) 利用料金の徴収に関する業務
- (5) 博物館施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (6) 博物館資料の寄託に関すること。
- (7) その他施設の管理に必要と認められること。

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が博物館の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が博物館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (5) 関係法令および条例等を遵守し、適正に博物館の管理運営を行うとともに、災害、事故その他緊急時に対応する能力を有するものであること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和2年9月23日(水)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を(2)に示す場所に持参または郵送すること。また、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年10月2日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。

- (2) 受付場所 滋賀県庁新館4階 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4670

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和2年8月25日(火)から令和2年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

- 7 現地説明会 令和2年9月2日(水)午後2時から、博物館において現地説明会を行う。
8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立陶芸の森について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和2年8月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立陶芸の森(以下「陶芸の森」という。)
- (2) 所在地 甲賀市信楽町勅旨2188-7
- (3) 施設の設置の目的 県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場とすることにより県の陶器産業の振興と文化の向上を図ること。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 陶芸の森の利用を通じた陶器産業の振興および陶芸文化の向上に関する業務
- (2) 陶芸の森の利用の許可に関する業務
- (3) 利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 施設、設備および備品の維持管理に関する業務

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が陶芸の森の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が陶芸の森の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和2年8月25日(火)から令和2年9月30日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和2年9月30日(水)午後5時必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課モノづくり支援係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館2階 電話 077-528-3793

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和2年8月25日(火)から令和2年9月30日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会 令和2年9月11日(金)に陶芸の森において現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和2年8月25日に決定した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和2年8月25日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

環境影響評価方法書の縦覧公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第5条第1項の規定に基づき、国道8号 彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価方法書を作成し、滋賀県知事、東近江市長、近江八幡市長、彦根市長、愛荘町長、豊郷町長、甲良町長および多賀町長に送付しましたので、法第40条

第2項の規定により読み替えて適用される法第7条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価方法書および要約書を縦覧に供します。

令和2年8月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 溝口宏樹 大阪府大阪府中央区大手前一丁目5番44号
- 3 都市計画対象道路事業の名称等
 - (1) 名称 国道8号 彦根～東近江(仮称)
 - (2) 種類 法第2条第2項第1号イに規定する一般国道の改築の事業
 - (3) 規模 延長約23km、4車線道路
- 4 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
- 5 都市計画対象道路事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
- 6 環境影響評価方法書および要約書の縦覧場所
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課(大津市竜が丘4番5号)
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県東近江環境事務所(東近江市八日市緑町7番23号)
滋賀県湖東環境事務所(彦根市元町4番1号)
東近江市都市整備部広域事業推進課(東近江市八日市緑町10番5号)
近江八幡市都市整備部土木課(近江八幡市安土町小中1番地8)
彦根市都市建設部道路河川課(彦根駅西口仮庁舎)(彦根市大東町2番28号)
愛荘町建設・下水道課(愛知郡愛荘町安孫子825番地)
愛荘町くらし安全環境課(愛知郡愛荘町愛知川72番地)
豊郷町地域整備課(犬上郡豊郷町大字石畑375番地)
甲良町建設水道課(犬上郡甲良町大字在土353番地1)
多賀町地域整備課(犬上郡多賀町大字多賀324)
なお、令和2年8月25日から令和2年9月24日までの間、滋賀県のホームページでも電子縦覧を行います。
- 7 環境影響評価方法書および要約書の縦覧の期間および時間 令和2年8月25日から令和2年9月24日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 意見書の提出 当該環境影響評価方法書について、環境保全の見地から意見のある方は、令和2年8月25日から令和2年10月8日までの間に滋賀県土木交通部都市計画課都市計画係(大津市京町四丁目1番1号)宛てに意見書を郵送(必着)または持参してください。なお、縦覧期間中であれば、6の縦覧場所でも提出いただけます。
- 9 この公告で示した事項に係る問合せ先
環境影響評価方法書および要約書の縦覧に関すること 滋賀県土木交通部都市計画課 電話 077-528-4182
都市計画対象道路事業に関すること 滋賀県土木交通部道路整備課 電話 077-528-4142

環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第7条の2第1項の規定に基づき、国道8号 彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価方法書について説明会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和2年8月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 溝口宏樹 大阪府大阪府中央区大手前一丁目5番44号
- 3 都市計画対象道路事業の名称等
 - (1) 名称 国道8号 彦根～東近江(仮称)
 - (2) 種類 法第2条第2項第1号イに規定する一般国道の改築の事業

(3) 規模 延長約23km、4車線道路

4 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町

5 都市計画対象道路事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町

6 説明会を開催する日時および場所

令和2年9月9日(水) 安土町総合支所1階 情報交流室(近江八幡市安土町小中1番地8)

令和2年9月10日(木) 豊郷町地域総合センター豊郷町隣保館(犬上郡豊郷町大字安食南299-1)

令和2年9月12日(土) ハーティーセンター秦荘 中ホール(愛知郡愛荘町安孫子822番地)

令和2年9月13日(日) 多賀町ふれあいの郷 3F 多目的運動室(犬上郡多賀町多賀221-1)

令和2年9月15日(火) 五個荘コミュニティセンター1階大ホール(東近江市五個荘小幡町318)

令和2年9月17日(木) 甲良町保健福祉センター 多目的研修室(犬上郡甲良町大字在土357番地1)

令和2年9月18日(金) 鳥居本地区公民館1階大会議室(彦根市鳥居本町1491-6)

※ 開催時間について、9月9日、9月10日、9月15日、9月17日、9月18日は19時から20時30分まで、9月12日、9月13日は14時から15時30分までとします。

※ 開催30分前から受付を開始します。

※ 事前申込みは不要です。

※ 説明会開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとらせていただきます。

○ 当日は出席者の連絡先を確認させていただきます。

○ 説明会への出席は以下に該当する方に限らせていただきます。

- ・ 当日に発熱がない方
- ・ 当日に咳症状がない方
- ・ 濃厚接触者の経過観察期間に該当しない方
- ・ マスクを着用している方

○ 会場の定員を超えた段階で、出席をお断りさせていただきます。

(会場の定員とは、1m以上席間隔をとった場合の定員となります。)

7 この公告で示した事項に係る問合せ先 滋賀県土木交通部道路整備課 電話 077-528-4142

